

障害者の生活実態に関する既存調査について

	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害児・者
障害保健福祉部所管調査	身体障害児・者実態調査	知的障害児(者)基礎調査	—
調査の目的	在宅身体障害児・者の生活の実状とニーズを正しく把握し、今後における身体障害児・者福祉行政の企画・推進の基礎資料を得る。	在宅知的障害児(者)の生活の実状とニーズを正しく把握し、今後における知的障害児(者)福祉行政の企画・推進の基礎資料を得る。	—
調査の時期	5年ごとに実施 直近は平成18年	5年ごとに実施 直近は平成17年	—
調査の対象と客体	<p>○身体障害者実態調査 18歳以上の在宅身体障害者(手帳未所持も含む。) 無作為に抽出された国勢調査調査区に居住する身体障害者 平成18年は、2,600地区、約9,800人</p> <p>○身体障害児実態調査 18歳未満の在宅身体障害児(手帳未所持も含む。) 無作為に抽出された国勢調査地区に居住する身体障害児 平成18年は、9,800地区約1,000人</p>	<p>在宅の知的障害児(者) 150分の1の割合で無作為抽出された国勢調査調査区に居住する知的障害児(者) 平成17年は、5,926地区、約2,600人</p> <p>知的障害の定義 以下のいずれにも該当する者 ・知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。 ・IQが概ね70までであって、日常生活能力が到達水準が一定以下のもの。</p>	—
調査の方法	調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象の有無を確認する。 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。 調査票は原則、調査対象者本人が記入する。	調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象の有無を確認する。 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。 調査票は原則、調査対象者本人が記入する。	—
調査項目数	身体障害者実態調査:24問(+補問42) 身体障害児実態調査:11問(+補問28)	16問(+補問13)	—

その他の障害者数に関する既存調査について

	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害児・者
入院・入所者数	<p>社会福祉施設等調査(統計情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類・年齢別の施設入所者数を把握 <p>(社会福祉施設等調査の調査方法)</p> <p>福祉事務所を通じて全施設に調査票を配布し、施設管理者が調査票を記入</p>		<p>患者調査(統計情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢別、外来・入院別、精神疾患の種類の精神障害者数を推計 <p>(患者調査の調査方法)</p> <p>保健所を通じて層化無作為により抽出した医療施設に調査票を配布し、医療施設の管理者が調査票を記入</p> <p>※精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。</p>
手帳交付者数	<p>福祉行政報告例(統計情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の種類・程度別の手帳交付件数 		<p>保健・衛生行政報告例(統計情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度別の手帳交付件数

その他関連する調査について

	障害者施策総合調査	(参考)国民生活基礎調査	(参考)国勢調査
実施機関	内閣府	厚生労働省	総務省
調査の目的	<p>障害者基本計画の「Ⅳ 推進体制等」を踏まえ、障害のある人が社会参加していく上で障壁(バリア)になっている事項を抽出し、当該障壁(バリア)の解消に向けた課題を明確化する。</p> <p>平成17年度:「生活環境」、「情報・コミュニケーション」分野 平成18年度:「雇用・就業」分野 平成19年度:「生活支援」、「保健・医療」分野 平成20年度:「教育・育成」分野</p>	<p>保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするもの。</p>	<p>国内の人口や世帯の実態を明らかにし、各種施策のための基礎資料を得ることを目的とする。</p>
調査の時期	毎年実施	毎年実施 (3年に1度は大規模年)	5年ごとに実施 直近は平成17年
調査の対象と客体	<p>(平成19年度の例) 全国にお住まいの障害のある人5,124人 (難病、発達障害を含む)</p> <p>日本障害フォーラム(JDF)及び全国精神保健福祉会連合会を通じて、全国の居住地域ブロック、市区町村の人口規模、年齢、性別等ができるだけ均等になるように、対象者の選定を依頼した。</p>	<p>(大規模年の場合) ○世帯票・健康票 国勢調査区から層化無作為抽出した約5,500地区内のすべての世帯及び世帯員</p> <p>○介護票 上記の約5,500地区から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法に基づく要介護者及び要支援者</p> <p>○所得票・貯蓄票 上記の約5,500地区から無作為抽出した無作為に抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員</p>	<p>我が国に常住するすべての者 (外国人を含む)</p>
調査の方法	<p>障害者団体を通じ、郵送による配付・回収を行った。</p>	<p>世帯票については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。</p> <p>所得票については、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査票に記入する。 ※平成22年調査より、「面接他計方式」から「自計方式」へ変更 ただし、回収の際に、調査員による確認を行う。</p>	<p>平成17年国勢調査は、国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。 ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。</p> <p>※平成22年より以下の実施方法を導入 ・全ての世帯が調査票を封筒に入れて提出 ・希望者に郵送による提出方式を導入 ・モデル地域でインターネット回答方式の導入 ・精度を確保するため、調査票の記入内容の補完に際して、住民基本台帳等の行政記録を利用</p>
主な調査項目	<p>(平成19年度の例) <障害者福祉サービスについて> ・受けているサービスの種類 ・利用しているサービスの満足度 満足している理由 満足していない理由 ・障害福祉サービスは過去3年間と比較して良くなったか(質、量) ・利用した障害福祉サービスのほかに必要としたまたは利用を増やしたい ・利用したい又は利用を増やしたいと思った保健・医療サービス ・希望したサービスを利用できなかった又は利用しなかった理由 ・過去3ヶ月前から現在までに必要とした保健・医療サービスの有無 ・必要とした保健・医療サービス ・必要とした保健・医療サービスを利用しなかった又は利用できなかった理由</p>	<p>世帯票 住居の状況、家計支出額、世帯員の状況 等</p> <p>健康票 傷病の状況、通院状況、心の健康状況、健康診断の受診実績 等</p> <p>介護票 要介護度、介護が必要となった原因、居宅サービスの利用状況、介護者の状況 等</p> <p>所得票 年間所得の内訳、課税等の状況、生活意識の状況 等</p> <p>貯蓄票 貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高</p>	<p>男女の別、出生の年月、就業状態、従業地・通学地、住居の種類 など</p>
調査項目数	57問(平成19年)	世帯票:17問、健康票:10問、介護票8問、所得票19項目、貯蓄票3問	15問